①大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いについて

現状の学校への持込みのルール（H21通知）

小中学校において

（１）学校への児童生徒による携帯電話の持込みについては、原則禁止とすること。

（２）児童生徒の通学時における安全の観点等、特別やむを得ない事情から、携帯電話の学校への持込みが必要とされる場合は、保護者から校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。　**※個別対応**

文部科学省（R2.7.31日付け）の通知（R2変更点）

中学校において**「一定の条件を満たした上で、学校又は教育委員会を単位として持込みを認める。」**との選択肢が加えられた。

教育委員会会議でのご意見

・学校単位で考えるとなるとその判断基準も明確にしておいた方がよい。

・一定の条件として、各学校で判断できる基準を示し、関係校長と教育委員会が連携をとるのがよい。

・課題について整理し、家庭を含むスマホとの向き合い方の検討も併せて、学校と協議をしていく必要がある。

実務部会でのご意見

・校長の判断に完全に委ねるのも困難であり、各学校で扱いや対応が異なることも考えられる。

・国の示す一定の条件を満たしているかどうかをどのように担保するのかが必要になると考える。

教育委員会事務局案

「**現段階では、原則持込み禁止**の方針は変更せず、今後、緊急時の連絡手段等として学校単位での持込みを可とする場合の条件等の担保方法や学校へのサポート等についての検討を進めたうえで、**改めて、学校又は教育委員会を単位とした持込みについて判断**する」旨を各小中学校あて通知する。

教育委員会会議でのご意見(R3.3.30 第6回)

・文部科学省の示す４条件を満たしているかどうかの確認は非常に難しい。学校にとって運用しやすい基準が必要
・携帯電話等の取扱いについて、学校での活動を家庭に持ち込み、家庭内でしっかりと議論することが必要

実務部会でのご意見(R3.3.24)

・事務局案に賛成するが、SNSの使用方法について、その使い方によりいじめや痛ましい事件につながることがあるため、外部の講座なども活用しつつ、ICTについての教育なども行ってほしい。

令和３年４月８日
教育委員会会議で確認された事務局案について各小中学校に通知

※別添【参考資料①】

中学校　管理職対象アンケート(令和3年9月実施)

学校単位で持込みを認めることについて、今後、校内において検討する予定：０校

〇携帯電話等を校内に持ち込む際、最も課題であると考えられること（最大３項目まで回答）

校内や登下校時のルール違反（校内での目的外の使用、歩きスマホ等）：78.5％

校内における保管場所や保管方法：71.5％

破損や紛失及びその対応：67.7％

いじめにつながる行為などの不適切な使用が増加するおそれ：49.2％

学校や家庭における携帯電話等の危険性や正しい使い方に対する適切な指導：16.9％

所持していない生徒の安全確保：6.2％

その他：3.8％

・中学生が、学校への持込みが可能となることにより、スマホを所持する正当な理由とするおそれ
・子どもに携帯電話及びスマートフォンを持たせない判断をしている家庭への配慮　等